

汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱

広島県では、「汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱(以下「要綱」という。)」を定め、汚染土壌処理業の許可を受けようとする事業者に対し、次の手続きについて指導などを行っています。

事前協議書の提出

どのような内容の業をしたいかを、事前に県に提出します。

関係地域の指定

県は要綱に基づき、市及び事業者の意見を聴きながら、関係地域を決定します。

生活環境影響調査の
実施

事業者は、生活環境影響の調査を実施します。

地元説明会

事業者は定められた関係地域の住民に対し、地元説明会を開催します。

意見の調整

事業者は、関係地域の住民と意見の調整をします。

手続の終了

施設の設置

許可申請